

● 規程改正案の概要

要旨	難病医療法・改正児童福祉法の制定に伴い、使用料及び手数料規程の改正を行う。
内容	<p>○ 使用料及び手数料規程の改正の内容</p> <p>(1) 第4条(料金の減額又は免除)の改正及びそれに付随する別表2の削除 平成15年10月より、別表2の文書料については、下記理由により全額免除としてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定疾患治療研究事業・小児慢性特定疾患治療研究事業が「患者医療費負担の軽減」という趣旨であること。 ② 事業実施主体が県であり、その認定に必要な診断書料についても、患者負担軽減を図ること。 <p>この度の難病医療法、改正児童福祉法の制定に伴い、下記理由により第4条を改正し、別表2を削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 難病医療法・改正児童福祉法の施行(平成27年1月1日)により診断書作成対象受給者数が増加する。 ② 平成22年4月より、地方独立行政法人化し、県の組織ではなくなった。 ③ 同じ公費負担医療でも障害者手帳交付用診断書は文書料を徴収している。 ④ 他自治体病院でも文書料を徴収している。 <p>(2) 施行期日 施行期日は、難病医療法・改正児童福祉法に基づき、新規対象疾患に認定された患者の診断書発行依頼開始日である平成26年10月1日とする。</p> <p>(参考) 今後、当該文書の文書料については、同規程第2条第3項別表に定めるとおり徴収する。</p>
施行期日	平成26年10月1日から施行する。

